特定小型原動機付自転車運転者講習等に係る事務処理要領の制定について

平成27年５月25日例規（交総）第59号

最近改正

令和５年６月23日例規（交総）第50号

この度、別記のとおり特定小型原動機付自転車運転者講習等に係る事務処理要領を制定し、平成27年６月１日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別　記

特定小型原動機付自転車運転者講習等に係る事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に係る事務の適正かつ効果的な処理を図るため、当該事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(１)　受講命令　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の３の５の規定による命令をいう。

(２)　講習　法第108条の２第１項第15号及び第16号に規定する講習をいう。

(３)　危険行為　法第108条の３の５第１項及び第２項に規定する危険行為をいう。

(４)　人身事故等　危険行為を主たる原因とする人身事故又は過失による建造物損壊事故をいう。

(５)　危険行為報告書　危険行為又は人身事故等に係る送致（付）書（交通切符又は交通反則切符を適用した事件にあっては、交通事件原票）の写しをいう。

(６)　取締警察官等　交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

第３　警察署等における措置

警察署、方面機動警ら隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）において危険行為に係る違反又は人身事故等を取り扱った場合の措置は、次のとおりとする。

１　危険行為報告書の作成

取締警察官等は、危険行為に係る違反を検挙したとき又は人身事故等を送致したときは、速やかに危険行為報告書を作成して警察署等の長（以下「署長等」という。）に報告しなければならない。

２　登録票の作成等

(１)　前記１の規定による報告を受けた署長等は、危険行為登録票（交通違反用）（別記様式第１号）、特定小型原動機付自転車危険行為登録票（人身事故等用）（別記様式第２号）又は自転車危険行為登録票（人身事故等用）（別記様式第３号）（以下「登録票」という。）を作成するものとする。

(２)　署長等は、次に掲げる事件の区分に応じ、それぞれに定める者のうちから危険行為登録票作成責任者（以下「作成責任者」という。）を指定し、危険行為報告書の受理及び登録票の作成を一元的に行わせるものとする。

ア　交通切符を適用した事件　交通切符又は交通反則切符の送致を担当する者

イ　前記ア以外の事件　当該事件の捜査主任官

(３)　作成責任者は、危険行為報告書について、送致不相当と認めた事案又は明らかに危険行為が認められないもの（交通違反に係る事案については、違反が危険行為に該当しないもの）に該当しないかどうかを確認の上、登録票に必要な事項が記載されているかどうかについて点検するものとする。

３　登録票の点検

(１)　署長等は、交通課長（地域交通課長を含む。）又は中隊長を登録票に関する審査責任者（以下「審査責任者」という。）に指定するものとする。

(２)　審査責任者は、登録票の作成が適正に行われているかどうかについて審査し、必要な事項が適正かつ明瞭に記載されているかどうかを点検するものとする。

４　登録票の送付等

(１)　署長等は、登録票の点検が終了した後、速やかに危険行為登録票等送付書（別記様式第４号）により、登録票に危険行為報告書を添付して交通総務課長宛てに送付するものとする。

(２)　署長等は、前記(１)の規定により登録票を送付した事案について記載内容に変更が生じ、又は記載内容を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通総務課長に通知するものとする。

第４　危険行為登録の要領

危険行為に関する登録（以下「危険行為登録」という。）は、次により行うものとする。

１　危険行為登録審査官の指定

(１)　交通総務課に危険行為登録審査官（以下「登録審査官」という。）を置く。

(２)　登録審査官は、交通総務課自転車対策室長をもって充てる。

(３)　登録審査官は、危険行為登録に係る審査（以下「登録審査」という。）に関する事務を行うものとする。

２　登録審査の実施

(１)　登録審査官は、署長等から登録票の送付を受けたときは、登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査し、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて、審査を行うものとする。

(２)　登録票に係る違反行為について違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情においてその者に結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、交通総務課長に報告するものとする。

(３)　前記(２)の規定により報告を受けた交通総務課長は、当該報告に係る事案が事実不存在等事案に該当するかどうかについて交通指導課長又は交通捜査課長と協議するものとする。

３　危険行為登録の実施

(１)　登録審査官は、前記２の規定による登録審査を実施した結果、登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行うものとする。この場合において、送付を受けた書類の記載内容に不備がある等、補充調査を必要と認める事案については、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行った上で、当該事案について受講命令がされるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

(２)　前記２の(３)の規定による協議の結果、事実不存在等事案であると認められた事案については、危険行為登録を行わないものとする。

４　登録の削除

登録審査官は、危険行為登録をした事案について事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該危険行為登録をした事案の削除を必要と認めた理由を登録票に記載し、交通総務課長に報告の上、削除するものとする。

５　取扱状況の報告

登録審査官は、危険行為登録に関する事務の取扱状況を危険行為登録報告書（別記様式第５号）により交通総務課長に報告するものとする。

第５　受講命令の執行要領

受講命令の執行は、次により行うものとする。

１　受講命令の決定

(１)　交通総務課長は、危険行為を反復して行った者について当該危険行為の事実証明に必要な書類を確認し、受講命令をする必要があると認められる場合には、行政手続法（平成５年法律第88号）の規定に基づき、あらかじめ弁明の機会を付与した上で受講を命じるものとする。

(２)　前記(１)の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国公委規則第26号）別記様式第16号）により行うものとする。

(３)　受講命令の決定に当たり、受講命令の理由となる危険行為が他の都道府県警察の管轄区域でされたものである場合において、当該危険行為の事実証明に必要な書類の送付を依頼するときは、関係書類送付依頼書（別記様式第６号）により行うものとする。

２　関係公安委員会等への通知等

(１)　交通総務課長は、受講命令を決定した場合において、被命令者の住所地が他の都道府県の場合は、当該住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して命令通知書（別記様式第７号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

(２)　交通総務課長は、被命令者が大阪府公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合を除き、前記(１)の規定による通知に併せて住所地公安委員会へ受講命令の執行を依頼することができる。

(３)　前記(２)の規定により通知と同時に受講命令の執行を依頼するときは、通知書に特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の３）又は自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則別記様式第22の11の４）（以下これらを「受講命令書」という。）及び受講命令の執行に係る書類の写しを添付するものとする。

(４)　交通総務課長は、他の都道府県警察から危険行為の事実証明に必要な書類の送付依頼を受けて送付する場合は、関係書類送付票（別記様式第８号）を添付して送付するものとする。

３　受講命令書の交付

(１)　交通総務課長は、被命令者に対し受講命令書を直接交付するものとする。

(２)　前記(１)の規定により被命令者に対し受講命令書を交付するときは、当該受講命令書の交付をした者において受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載するものとする。

(３)　前記(２)の規定により受講命令書を交付したときは、大阪府道路交通規則（昭和35年公委規則第９号。以下「規則」という。）第23条の３の９の規定に基づき被命令者から特定小型原動機付自転車等講習受講命令書受領書（規則別記様式第９号の16の３の２）の提出を受けるものとする。

(４)　交通総務課長は、他の都道府県公安委員会から受講命令の執行の依頼を受けて、受講命令書を交付した場合は、命令書執行通知書（別記様式第９号）により、遅滞なく当該他の都道府県公安委員会に通知するものとする。

４　受講命令書を交付できない場合の措置

(１)　交通総務課長は、被命令者の所在が不明である場合、被命令者が懲役又は禁錮の刑の執行中の場合等、受講命令書を交付することができないときは、受講命令書を保管し、所在が判明する等受講命令書を交付することができる状態に至った場合に備えるものとする。

(２)　他の都道府県公安委員会から受講命令の執行の依頼を受けたが、被命令者が住所地にいない場合等で受講命令書を交付することができない場合は、命令書返送書（別記様式第10号）により、当該受講命令書を当該他の都道府県公安委員会に返送するものとする。

５　受講命令登録の実施

交通総務課長は、受講命令に係る登録については受講命令書を交付した日に行うものとする。ただし、他の都道府県公安委員会へ受講命令の執行の依頼をした場合は、命令書執行通知書を受けた日に行うものとする。

第６　講習の受講の督促

交通総務課長は、被命令者が講習を受講しない場合は、講習の受講を督促するものとする。

第７　講習の実施等

講習は運転免許課長が実施するものとし、その要領については別に定めるところによるものとする。

なお、運転免許課長は、講習の受講を終了した被命令者について、原則として当該講習を実施した日に交通総務課長へ通知するものとする。

第８　受講済みの登録の実施

交通総務課長は、前記第７のなお書きによる通知を受けたときは、速やかに受講済みの登録を行うものとする。

第９　受講命令違反の措置等

１　受講命令違反の通報

(１)　交通総務課長は、警察庁からの通報があった場合において、当該通報に係る被命令者が受講命令違反であると認められるときは、受講命令直前の危険行為に係る違反を検挙し、又は人身事故等を送致した警察署、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の長（当該違反が方面機動警ら隊の検挙に係るものである場合は、当該違反の検挙地を管轄する警察署長。以下この第９において「検挙等所属長」という。）に対し、受講命令違反容疑事案通報書（別記様式第11号。以下「通報書」という。）により通報するものとする。

(２)　前記(１)の規定により通報を受けた検挙等所属長は、通報書下欄の受理書を交通総務課長宛てに送付するものとする。

２　受講命令違反容疑事案に対する捜査

検挙等所属長は、前記１の(１)の規定による通報等によって端緒を得たときは、速やかに必要な調査を行い、受講命令違反の事実が明らかになったときは、徹底した捜査を行い事件を送致するものとする。

３　報告

検挙等所属長は、受講命令違反として事件を送致した場合は、事件処理結果報告書（別記様式第12号）により、事件送致に係る書類の写しと共に、交通部長（交通総務課）宛てに報告するものとする。

第10　留意事項

１　署長等は、取締警察官等に対し受講命令が自身の作成した危険行為報告書に基づいて行われるものであることを認識させ、危険行為の事実認定及び危険行為報告書の記載を適正かつ正確に行わせること。

２　署長等は、登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、危険行為について報告された事案が不適正に処理されることがないように配意すること。